

平成30年度

第2回玉村町総合教育会議会議録

平成30年10月29日（月）

平成30年度 第2回玉村町総合教育会議 会議録

---

平成30年10月29日（月曜日）

---

議 題

- (1) 玉村町教育大綱の策定について
  - (2) その他
-

## 出席者

町長		角田 紘二
教育委員会	教育長	角田 博之
	教育長職務代理者	羽鳥 美晴
	委員	五十嵐 英博
	委員	齋藤 玲子
	委員	田中 美鶴

欠席者 なし

---

## 説明のため出席した者

学校教育課長	大堀 泰弘
庶務係長	重田 勢津子
指導係長	青木 栄二

---

## 事務局職員出席者

総務課長	石関 清貴
行政係長	松田 純一

## ○開 会

午後3時00分開会

◇事務局（石関清貴） 皆様、改めましてこんにちは。それでは、ただいまより平成30年度第2回玉村町総合教育会議を開会したいと思います。はじめに角田町長よりあいさつをいただきます。



## ○あいさつ

◇町長（角田紘二） みなさんこんにちは。教育委員会に引き続いての会議ということで、お疲れのところご苦勞様でございます。本日は第2回玉村町総合教育会議ということでもありますけれども、第1回の7月19日に行われた会議において、教育大綱の策定について審議をいただきました。その中で、今回大綱をつくるわけでありまして、大綱は教育の原点を示すものであって、それを基にして教育振興基本計画、それから教育行政方針をつくっていただくという位置づけを確認し、同意をいただいたというふうに理解しております。また、期間に関しましては5年に1度の見直しが必要であるということ、皆様の同意をいただいたわけでありまして、その際に示しましたスケジュールに則りまして、本日は第2回の会議で教育大綱の素案をご検討いただくことになっております。教育委員会では、この問題に関しまして独自に委員の皆さんのご意見を協議していただいたということもございますけれども、本日は総合教育会議ということで、この教育大綱についての検討を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◇事務局（石関清貴） ありがとうございます。続きまして、角田教育長からもご挨拶をいただきたいと思っております。

◇教育長（角田博之） こんにちは。第2回の玉村町総合教育会議ということでもございまして、大変お世話になります。先ほど町長からもございましたように、大綱の策定ということで進めてきているわけでもありますけれども、前回町長のほうがおっしゃった、こういったプロセスが大事なものであるというようなこと、私も全く同感でありまして、色々な立場からの意見を出していただき、やりとりをしながら調整し、また見ていくことが大事だと思っております。今日は素案という形で示されますけれども、忌憚のないご意見等を出していただくことが大事かなというふうに思います。きっといい大綱ができるものと期待をしているところです。よろしくお願いいたします。

◇事務局（石関清貴） ありがとうございます。それでは早速議題に移らせていただきます。議題の進行につきましては、町長にお願いしたいと思います。



## ○議 題

◇町長（角田紘二） では早速議題に入りたいと思っております。議題の1番といたしまして、玉村町教育大綱の策定についてということでもあります。先程来、お話しいたしましたように、前回から少しずつ皆さんに協議をいただいて深まってきているわけでもございますので、ぜひ忌憚のない意見を言っ

ていただきまして、協議を尽くして大綱をつくっていただきたいということでございます。それでは事務局のほうから説明をお願いいたします。

◇事務局（松田純一） では、私のほうから玉村町教育大綱の案についてご説明いたします。今回の教育大綱の案をつくるにあたりましては、案の前の素案的なものを教育委員会の中で意見をいただいたり、または執行側でも協議を重ねまして、それを反映した形で今回のお手元にある教育大綱の案になっております。では中身を説明いたします。まず表紙です。（案）玉村町教育大綱ということで、副題といたしまして「夢叶える教育のまち たまむら」と。この副題につきましては、第1回の総合教育会議において、教育長のほうから意見をいただいた中から抜粋をしております。では1枚おめくりください。1ページです。まず1としまして、教育大綱策定の趣旨になります。読み上げます。近年の社会情勢は、少子高齢化、国際化、情報化などが急速に進展しております。人々の価値観も大きく変化し、それに対応する行政も多くの課題を抱えており、特に、急速に進む少子高齢化の影響による人口減少は、福祉分野のみならず、教育分野においても大きく影響するものであります。第5次玉村町総合計画においては、教育・文化分野として「心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にすまち」をまちづくりの基本目標に掲げて取り組んでまいりました。教育大綱（以下「大綱」という。）においては、教育を通して全ての町民が夢や希望を持ち、理想を追求することができるよう、学校教育をはじめ、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策体系を定めるとともに、今後の教育施策の方針を明確にいたします、という事でございます。次に2大綱の位置づけ。大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の長が教育委員会と連携して定めるものです。第5次玉村町総合計画における教育・文化分野との整合性を図りつつ、国及び県の教育振興基本計画を参酌して策定しています。ということで、下にその図が載っております。3大綱の対象期間。この大綱の対象期間は、平成31年度から平成35年度までとする、ということで5ヶ年の計画となります。2ページに移ります。4教育の基本理念と基本目標。まず基本理念、全ての町民が夢と希望を持って理想を追求することができるよう、慣例にとられることなく、時代に即した教育を実践する。学校・家庭・地域が一体となり、相互に連携して取り組む環境をつくる。幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな身体、自主自律と創造性、郷土を愛する心と国際協調の精神を養う。町民一人一人が自己を磨き、豊かな人生を送ることができるよう生涯学習の推進に努める。次に目標です。目標、「心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にすまち」。学校教育のめざす子供像といたしましては、「確かな力を身に付け心豊かにたくましく生きぬく子供」、生涯学習のめざす人間像といたしましては、「学ぶ喜びを味わい 自己を磨き 豊かに生きようとする人」でございます。最後の3ページでございます。こちらは基本施策となります。学校教育ですが、まず初めに「自立する力」と「共生する力」を育む教育活動の充実。本町がめざす子供像「確かな力を身に付け心豊かにたくましく生きぬく子供」の育成に向け、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力し、日々の教育活動

を推進します。続きまして、開かれた学校・園づくり。学校の教育目標の実現に迫る自校の特色を生かした教育活動を展開します。地域・家庭に対して情報発信を行い、学校と地域が連携して効果的な教育活動を実践します。次に、教育環境の充実・整備。現代の社会情勢に対応でき、児童生徒がのびのびと安心して過ごせる教育環境づくりを推進します。また、一人一人の実態に応じた支援を行うための人的環境の整備・充実を図ります。続いて生涯学習の分野です。まず社会教育の推進。あらゆる世代の人々がよりよく生きるために必要な知識や技術の習得ができるよう、ニーズをとらえながら文化センターを核として生涯学習の輪を広げます。次に、公民館活動の推進。町内の教育機関との連携を強化し、住民の生涯学習のニーズに対応した各種講座や教室の充実を図ります。次に、文化財・地域資源の保存・活用。文化財・歴史資産・地域資源の保存・活用に向けた情報発信、文化財の指定、まちづくり事業を推進します。次に、図書館利活用の推進。玉村町における情報文化の発信基地として、住民ニーズを考慮しながら視聴覚資料を含む所蔵資料を充実させます。次に、生涯スポーツの推進。各種関係団体と連携したスポーツ教室や大会を開催したり、講習会や研修会を通じて指導者を育成したりしながら、住民の健康増進を図ります。以上が今回の会議で提案します教育大綱の案でございます。この中身につきまして、執行部局につきましては総務課の行政係、及び教育委員会の事務局でこの素案をつくった形になります。前回、教育委員会に提出させていただいた素案には、3ページの細かい文面はなかったので、今回が初めてだと思います。その辺もご意見をいただければと思います。以上でございます。

◇町長（角田紘二） それでは、今事務局から報告していただきましたけれども、この教育大綱については、前回教育の原点に立って、玉村町の教育をどういうふうにするのかというものが、教育大綱の位置づけということで、皆さんのお考えが一致したというふうに理解しておりますけれども、そのような教育大綱の構成ですね、構成がこのような構成でよいのかどうか。それから、その内容、一つ一つの方向性や内容がどうであるかという点から入っていったらよいのではないかと思います。文科省の出したものでは、教育大綱は教育振興基本計画で代用、代えることができるということで、今まで玉村町は教育大綱をつくらずに、前回までの教育振興基本計画でやろうという事できたわけです。この教育振興基本計画と教育行政方針の立場をどのようにするのか、その辺をある程度整理をしないと、みんな同じ様な事が書いてあるということになってしまうのではないかと。この前のお話ですと、どちらが上か下かは別としても、教育大綱というのは町でいうと最初の幹であり、根っこであるというふうに思います。そして教育振興基本計画というのは、枝分かれする枝であり、そしてもっと小枝の葉っぱまでいくと、実施計画のようなどころまで行くのではないかと思います。それぞれが関連し合うのですけれども、その辺が一緒になってもちよっとまずいのではないかとというふうに感じております。教育委員会のほうで出された教育行政方針に玉村町の教育というのが一枚にまとまっているのですけれども、これの一面にも玉村町の教育が各年度毎に出ているわけですが、これも今の教育大綱そして教育振興基本計画と、それぞれのところが同じような形で出

ているように感じますし、年度を超えても同じようなものがあるという事で、その辺を皆さんの意見を一致して、教育大綱をどのようにするかということをしなないと、また同じようなことが繰り返されるのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。ご意見があったら出していただきたいと思います。今回の案は、策定の趣旨、位置づけ、対象期間、そして4番が本来の大綱の部分というか。趣旨ももちろん大綱なのですが、基本理念と目標というのが、一番大切な事になるのでしょうか。それから、基本施策というのは、これはどういうふうになるのか分かりませんが、どちらかというとも基本計画なのですね。もう少し細かい枝の部分になるのかという、実際の施策に入ってきているかと思えます。ここまで教育大綱の中に載せるかということもあると思うのですが、その辺のご意見はどうでしょうか。

◇教育長職務代理者（羽鳥美晴） 今回の案を見させていただきまして、こちらのほうは非常にシンプルで、私には分かりやすかったです。今町長さんが大綱というのは4番の教育の基本理念と基本目標が一番であるとおっしゃいましたから、大綱のメインのこれを大きく載せてつくっていただければいいのではないかと思います。

◇町長（角田紘二） そういう意見であります。他にはいかがでしょうか。

◇委員（五十嵐英博） 大綱ができて、これから教育振興基本計画、これからさらに年度ごとの教育行政方針というイメージで。事務局としては、そういうイメージで書けそうなのか。私は、基本施策まで踏み込んでここへ書いてしまうので、教育振興基本計画のほうはまたこれをなぞる形になるのではないかなという気がするのですけれども。どんなものでしょうか。

◇事務局（松田純一） 教育委員会の事務局ということによろしいですか。

◇委員（五十嵐英博） はい、教育委員会です。

◇学校教育課指導係長（青木栄二） 基本的に基本施策のところについては、教育振興基本計画の一部を取り上げて、こちらに書いているという状況ですので、それに主要事業であるとか、もう少し細かい事業計画がこちらの基本計画に載ってくるという形に今の状態ではなるのかなと。現状の教育行政方針については、特にその年度に行う部分を、重点の部分をここに載せていくという形で作成するイメージでいます。

◇教育長職務代理者（羽鳥美晴） そうしますと、教育大綱は5年に一度ですよ。でも毎年教育行政方針は出てくるということですよ。

◇学校教育課指導係長（青木栄二） はい。

◇町長（角田紘二） 他にはいかがでしょうか。今の件に関して。

◇委員（齋藤玲子） 今回の件というよりも、教育大綱をつくる意味として、やはり教育となると今までは教育委員会が頭をひねって色々な提案をし、こういう資料もつくってきたのかなというイメージがあるのですが、今回この大綱というのは、町長部局と一緒になって教育ということを改めてみんなで考えて、大綱という広い意味があって、その中にいろんな意味合いを込めて、町の教育をど

うしていこうか、町民の赤ちゃんからお年寄りまでいろんな関わりを持って、心豊かに育って人生を送って欲しいというのと、教育委員会だけではなくて、町長部局と一緒に考えてという意味を持って大綱をつくるということが、大きな意味があるのだと思うのです。そして、この図なのですが、教育大綱から矢印があって、その先に先ほどおっしゃったように幹があって、枝があって。その流れというのは、これだと教育大綱の先にあるのだけれども、なんだかこのまま矢印をもっていってしまうとどうなのかなという、今ひとつピンとこなかった。もうちょっと表現を、この図自体を工夫して、枝になるという、幹との関係性を。大綱をつくる意味というのは、教育委員会だけが中心として考えてきたところに、町長部局と町全体で教育について考えましょうという大きな意味合いがあるわけだから、その繋がりがもうちょっとスムーズに分かりやすくなると思いいました。

◇町長（角田紘二）　そうですね。教育大綱は首長が策定するとなっております、首長が策定すればいいわけですがけれども、首長が教育をするわけではありませんので、前提として教育委員会と十分協議をして、そこから得たことをまとめて教育大綱にするという前提があるのです。町の教育の方針ということで、玉村町の首長が代表としてそれを決めるということになっております。この矢印も、これは私も皆さんにご意見を聞いた方がいいかなと思ったのですけれども、教育大綱が国の教育振興基本計画とか群馬県の教育振興基本計画から影響を受けるというところですが、参酌して参考にして考えるということだと思っておりますけれども、この図でいくと上に第5次玉村町総合計画があるわけですね。そして教育大綱の下というか右に教育振興基本計画、教育行政方針という形になっておるわけでありまして、果たして第5次玉村町総合計画がこの上に位置するののかというのも問題だろうと思っております。総合計画というのは、もちろん教育分野もつくってあるのですけれども、現実には第5次というのは平成23年から平成32年までの10年間の計画ができていまして、そのうち28年度に後期基本計画を決めたのです。平成23年度に決めた基本計画がどの程度到達できたかというものが、後期の基本計画の内容になっておりまして、私が28年に町長に就任してから、すぐ4月にこれが出たわけでありまして、あまり内容をよく見ていないのも実情ではありますが、教育に関して言うと、ほとんど前と同じような内容になっております。23年に決めた計画がどの程度実行できているか、どういう状況になっているかということで、新たな計画の追加というようなものはほとんどないと認識しております。23年から10年間、教育の内容というのは変わっているわけでありまして、そういう意味では第5次玉村町総合計画を決めた段階の平成23年の総合計画に、玉村町の教育大綱がこの矢印でどのように参酌してつくらなければいけないのかというのは、私は大変疑問に思っております。やはり現状になった位置づけをしないとうまくないのではないかと考えております。それで、一つは先程来申し上げますように、教育大綱と教育委員会で毎年出している教育行政方針、それから玉村町教育振興基本計画ですね、この位置づけをきちんとして、教育振興基本計画と教育行政方針は大綱のもとにでき



ているわけですから、これはそれを考えてつくっていただくのは当然でありますけれども、大綱でどこまでふれるのか。今回出したものの基本施策ですね、これは果たして載せる必要があるのかどうか。載せたほうが良いという人もいると思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。事務局何か考えはありますか。

◇事務局（松田純一） そちらの段階につきましては、教育委員会の事務局からも話がありましたけれども、今の事務局の考えですと、教育大綱に今提示しているこの部分まで書かれていると。そして教育振興基本計画、こちらのほうは教育大綱に基づいて見直しを教育委員会で行うのですけれども、もちろん教育振興基本計画が大綱の3ページの1枚の内容で終わるわけではないので、これに基づいたものともっと細かいものが基本計画に載ってくる。もちろん重複する部分はありますけれども、内容として同じになるものではないと。さらに、細分化、具体化していくと。さらに先ほど青木係長のほうからありましたけれども、その年に重点的にやっていくものを毎年の教育行政方針の中でうたっていくという3段階で今のところ考えております。重複する部分はありますけれども、それぞれに意味があるというか、特色を持たせた計画になると考えて、今回の教育大綱はここまでを記述したということです。多分、同じような内容の計画が、2つも3つもできるというのを心配していると思いますので、ではなくて、上位、中位、下位ではないですけれども、より枝になっていく、具体化していく計画が、この教育振興基本計画であり、教育行政方針であると事務局は考えております。

◇教育長職務代理人（羽鳥美晴） 今見させていただきますと、本当にダブっているものがありますよね。我々も渡されるのですが、ずっと最後まで見たことないのですよ。ポイントだけ見ます。「確かな力を身に付ける」とここにありますよね、平成29年度の教育行政方針に。それが、大綱の基本理念と目標にそっくり当てはまっていますよね。大綱は5年間使われるらしいのですが、これは1年ごとに変えて、このところは変わってくるのですよね。

◇事務局（松田純一） この後教育委員会からも話しますが、まず大きな考え方として、玉村町の教育大綱で、先ほど言った基本理念であるとかそれぞれの目標を定めます。この基本理念・目標は、全てに共通するものですので、この部分は全てに書かれると思います。例えば、毎年出される教育行政方針がありますよね。住民の方がこれだけを目にする方がいるわけです。そうすると必ず一番大もとになっている大綱の理念と目標というのは、スペースは小さいかもしれませんがそれがあって、今年はこうなってますと。教育大綱の基本理念というのは全てに記述されます。ただそこから先がより具体的になる。さらにその年の特色を生かした計画になるというふうに考えているのですが。

◇教育長職務代理人（羽鳥美晴） そうしますと、これも生きてて、これも生きてて、これも生きるという事ですか。

◇事務局（松田純一） そういうことです。

- ◇教育長職務代理人（羽鳥美晴）　ちょっとうるさくないですか。
- ◇事務局（松田純一）　今の形でそのままいくのではなく、多分今回のを受けて考えているのではないかと思うのですけれども。基本的に目標というのは、変わらず全てに共通するものですので、全てには載ってきます。
- ◇学校教育課指導係長（青木栄二）　基本的に、これを補足するという形になったものが、こちらになります。5年間の計画になりますので、その年に問題でなかったものが、5年後の時に新たなものが入ってきたりもします。大きな問題としては変わらないと思うのですけれども、そういった細かいところで色々な問題が出てきますので、主な取り組みというものが、毎年毎年力を入れなければならないものが変化してくる形になるかと思えます。こちらは毎年毎年出していますけれども、そんなにいっぱい変わっているものではなくて、特に重点としてやりましょうというものが。いっぱい項目はあるのですけれども、その中で特にこれだけは先生方力を入れてやりましょうという事しか載っていないです。
- ◇町長（角田紘二）　教育行政方針の下の部分が、「自ら未来を拓く学校教育の創造」、それから「生きがいと絆をつくる生涯学習の推進」というようなものが、教育大綱の基本施策にもなっているわけですね。大体同じだろうと思うのですよ。教育大綱に何を載せるのかというのがありますけれども、本来ですと教育行政方針の一番最初に教育大綱が載って、その大綱のもとに今年の行政方針を組みますよということだと思うのですが、ここと同じものが教育大綱の中に出てくるわけですね。本来とは逆のことが起こってしまっていて、はっきり言わせてもらえば、今までのものをただ載っただけじゃないかと。もっと新しい教育をやっていくのだという発想でもってこの大綱をつくってもらいたいと思うのです。今までとの繋がりはもちろんあると思いますけれども、新しい大綱をつくるのに二番煎じじゃなくて、もし大綱に載せるのであれば新しい気持ちのものをつくってもらいたいと思うし、この教育振興基本計画は平成24年にできているのですよ。これのつくり方としては、現状と課題、めざす姿、それから施策の内容の3つで、幼児と学校教育と生涯教育と、スポーツも入ってまとめているわけがありますけれども、平成24年から6年が経っていますけれども、それぞれに違ってきていると思うのです。教育現場の実情、細かくは読んでいないので分からないのだけれども、色々な障害であるとか、英語教育とか国際的な教育とか、そういう色々なものが変わってきている現状が、これを見ても出てきていないですよ。それは教育の国際化とか、色々な現状をとらえたものを、ある程度変わっているものを入れて基本施策をつくるのが私はいいのではないかと思うのです。そういう意味で、やはりちょっと物足りないというのが私の意見なのですけれども。教育行政方針とか、教育振興基本計画の一番要になるのが教育大綱だと思うのです。それを載せるのはいっこうに構わないけど、今の考え方は逆になっていて、今までやっていたことを載せるということで、ちょっとやっぱりこれから5年間、この教育大綱でもってやろうというのでは、ちょっと物足りないなという感じです。

◇教育長（角田博之） 2 ページのところの基本理念と目標ということで載せていただいているのです。基本理念が4つありますけれども、この理念を受けてこの2つの目標が出てきているのだと思うのです。その基本理念と目標をさらに受けて、基本施策ということで繋がりが出てきているのだと思うのです。町長がおっしゃるように、基は基本理念の部分だと思います。この理念をいかに具体化して施策としてやっていくのか、というところが掲載されていくといいと思うのです。表にある2つというのは、今年度の目標でもありますけれども、不易の部分といいますか、時代が変わっても子どもを育成していくのに十分通じるものではないかと私は思っているのです。基本施策の部分ですが、教育委員会のほうで出しておいて私が言うのもおかしいもので申しわけないのですが、改めて良く読ませていただいて、ちょっと気づいたことがあります。まず、学校教育のところを3つでまとめていて、生涯学習のほうは5つの丸でまとめているのです。これでもいいのですけれども、中身を考えた場合に生涯学習のほうは基本計画あるいは総合計画にある3つの領域といいますか、3つのところから持ってきたほうが大綱にはふさわしいのではないかという気がしました。町長からもありましたけれども、教育行政方針の重点を載せてあるのみですね。大綱では、それではまずいなという気がします。ついでに申し上げますと、学校教育の丸の一番目、「自立する力」と「共生する力」、これも非常に重要な力だと思っておりますけれども、それを育む教育活動の充実ということです。そして、その下に3行書かれているのですけれども、これが「自立する力」と「共生する力」の中身になっていないのですよね。ですから、この3行というのは少し変える必要があるのではないかという気がしましたし、2番目の「開かれた学校・園づくり」、これは今までずっと「開かれた学校・園づくり」と言われてきたのですが、今回の学習指導要領の改定で「開かれた学校」という表現は消えているのです。つまり、これからの学校教育、生涯学習も含めてありますけれども、開かれた学校ということは表現としてないのです。今年、行政方針に入れてしまっているのも、まずかったなという気もしているのですけれども、専門的な用語になりますが、「社会に開かれた教育課程」というふうに変わっているのです。そういうふうに変えたということは、やはり一歩踏み込んでいるのだと思うのです。今までは「開かれた学校」ということで学校が閉鎖的にならずに、もっと学校の情報を出したり、地域の方々に協力をいただいたり、そのために学校支援センターですとか、あるいは学校評議委員制度というものが導入されてきたわけなのですけれども、もうそういう時代ではないと。国のほうの学習指導要領の中では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるのだという目標を、地域と学校が共有して、連携、協働していくのだというふうに言っているのです。これからの教育というのはそういう方向だと。もう一歩踏み込んだ学校づくりであり、それは地域づくりでもあるという考え方に変わっているのです。ですから、その辺のところは、これが31年度からの大綱になるわけですので、盛り込む必要があるのではないかと思います。「開かれた学校・園づくり」のところは、国が言っているのは「社会に開かれた教育課程」と、よく分からないところもあるかと思っておりますけれども。あるいは「地域とともにある

学校」と、こんなふうには書いておられます。「開かれた学校」とは書いていないのです。その辺は少し考慮してつくっていくとよいのではないかという気がします。

◇委員（五十嵐英博） 前回提案されているところで、また蒸し返すようで大変申しわけないのですが、1ページの1教育大綱の趣旨というところで、最初の4行なのですが、社会情勢は少子高齢化、国際化、情報化、そういう社会の急激な変化というものがあるわけなのですが、その中で3行目に「特に、急速に進む少子高齢化の影響による人口減少は」と、あえてこれを教育の中で特に取り上げる必要があるのかなと。むしろ、国際化とか情報化のほうが、これから生きていく子どもを育てなければならないわけですから、そっちのほうにむしろ焦点を当てるべきだし、ここのところは、とにかく少子高齢化、国際化、情報化などの社会の変化への対応、対応が一番大事だと思うのです、教育では。対応できる人間をどうやって育てていくか。大人もどう自分で対応できる人間になっていくかと、日々勉強であるというようなことで。少し教育という面からこの4行をもう一回とらえ直したほうがよいのかなと感じました。

◇町長（角田紘二） その辺に関してもいかがでしょうか。

◇委員（田中美鶴） 私は大まかなということよりも、その辺はうまく説明ができないのですが、パッとこれを見たときに、一番大事なものは町長、教育長がおっしゃったように基本理念とか目標。この辺が重要で、こういう事だと分かっていたきたい部分だと思うのです。その辺が分かるように。もちろん、趣旨とか位置づけも、先ほど五十嵐委員さんがおっしゃったように大事な文章も入っているのですが、基本理念の文字を大きくして、パッと見て分かる、そして教育長がおっしゃったように、基本施策の学校教育で簡条書きになっている「自立する力」と「共生する力」の下に3行細かく書いていただいているのですが、それも大事なのだなと教育長のお話を聞いて思って、無駄なものを省いて書かれているとは思いますが、丸の簡条書きのところでも下の説明がなくても分かるようにパッと書いて、3行の文章がなくても分かるように。それができないのは重々承知なのですが、これをもとに教育振興基本計画とか教育行政方針が細かく細分化されていくので、この辺は本当にボンボンと分かりやすく。読んでいううちに何だったかなと思ってしまうこともあるので、文章を簡条書きで分かるようになっていくと、分かりやすくなるかなと。それで、細分化されていくといいかなと思いました。

◇町長（角田紘二） 私も読んだときに、1、2、3、4でどれが大綱なのかなと思いましたけれども、やっぱり書き方としてバンと基本理念や目標をだして、期間とかはその後でもいいのかもしれないです。一般的な書き方以外の書き方もあるのではないかと思います。それから、先ほど話しましたように位置づけも、もう少し検討する必要があるのではないかと思います。それから、1番の趣旨で「人々の価値観も大きく変化し、それに対応する行政も多くの課題を抱えており」とありますが、言葉としては分かるのですが、何を言っているのか。これは何の事なのか、価値観がどういうふうに変化して、行政が何に課題を抱えているのか、その辺を明確にしないと。大綱とし

での現状認識、現状の問題点として色々な意見があると思うのです。特に教育ですので、言葉に関して分析して、きちんとした意味づけや説明ができるような文章を書いた方がよいのではないかと思います。それから、基本理念の中に、学校・家庭・地域が一体となって教育に関して相互に連携して取り組む環境をつくっていくのだと。今までの教育行政方針の組み立て方を見ていると、年齢、年代別でもありますし、下の方の学校園、家庭、地域とあり、地域は生涯学習が中心となって、学校は学校の色々なものがあるのですが、家庭に関しては何もありません。家庭というのは、ただ下に家庭というのがあるだけで、私は基本理念の中で学校・家庭・地域が一体となって取り組むのだとうたっているわけでありますから、今後家庭での教育をどのように位置づけていくのか。非常に難しい問題ではありますけれども、そこの所をやはり踏み込んでやるのが大切なことなのかなと思うのですけれども、皆様方のご意見を聞きたいと思うのです。家庭というのは、それぞれで色々な考え方がありますが、私自身考えてみると、学校が関与していない部分ですよ。例えば塾だとか、道徳の問題、家庭のしつけの問題、そういうような問題は教育以外の問題なのか。今回の教育大綱という面から、家庭での教育や子どもとの接し方というものをどういうふうにとらえればよいのかということについて、皆さんの意見を出しておいてもらったほうが良いと思うのです。家庭での教育というものは教育以外のものなのか、または学校の先生方とか教育委員会とか、現場で家庭教育はどのようにとらえればよいのかを、ぜひお聞きしたいと思います。

◇教育長職務代理人（羽鳥美晴） 私も町長さんが言われるように、この文書を見ていて、学校・家庭・地域と書いてあるのですが、私は家庭から学校へ行って、学校から地域だと思っているのです。それにまた家庭というのは、しつけをする所ですし、本当に子どもというのは家庭がそのまま出ていく感じで、そういう体験をしておりますので、家庭が全て教育の基本だと思うのです。学校は教育ですが、家庭はしつけなのです。特に身近にいる母親とか、その背中を見て子ども達は育ちますので、荒れている子ども達というのは、家庭が必ず荒れているのです。そういうところまで学校とか地域が手を差し伸べていけるかということ、それはちょっと難しいと思うのです。でも、100%家庭なのです。家庭環境で子どもは変わりますので。そういうところを、家庭のしつけとか、何か出していただければいいと思います。後は、この位置づけが家庭・学校・地域といたらいいなと思っております。

◇委員（齋藤玲子） 本当に家庭というのは、子供が生まれて学校に行くまでの間、色々影響、親の影響、周りの家族の影響を受けて、色々な環境の中で性格がつくられてきたり、行動も色々な行動をとるようになるし、やはり羽鳥さんがおっしゃるように、まず家庭教育、家庭ありきで。かつて家庭教育は親育てであるというような事をPTAの中で話をしたことがあって、どんなに学校が投げかけても受け取ってくれる家庭は決まっているのだよと。その親御さん達をどういうふうにしてこちらに向けるかという方法が。例えばPTA活動だとか、参観日に講演会しましょうといっても、来る人は決まっているのですよね。やはり、そういう意識があって、子どもの様子を見たい、学校

でどんなことをしているのか見たいという親御さんがお見えになって、いろんな意見を言ってくれたり。それ以上に学校のほうでどう影響を及ぼすかというのは難しいなど。それぞれの考えもあるし、環境もあるし、経済力もあるし、色々なことが影響して子どもを育てていかなければならないということなので。行政で考えるということは、やっぱり家庭じゃなくて学校が先になるというのは、発想として致し方ないのかと思います。あえて家庭というのを一番先にボンと出して、家庭があつて地域があつて学校ということでもいいのかなという。とらえ方の違いだと思うのですが、一番手強いのは家庭だと思います。家庭を持たないお子さんももちろんいるのですが、細部を色々ほじっていくと、なかなかまとまらない話なので。家庭に変わるべき所で育つ子どももいるけれども、行政でつくる大綱であっても、一番小さな単位である家庭というのを大事に考えていくとよいかと思います。

◇町長（角田紘二） 先生方が一番苦勞しているのは家庭の問題、現場の先生方は苦勞しているのではないかなと思うのです。そういう問題を教育大綱や教育行政方針の中では避けてというか、取り上げていないわけですね。それがどうしようもない段階になって、現場任せで先生の力量に任せているのかわかりませんが、今回あえて学校・家庭・地域が一体となって教育の現実に取り組んでいくのだということを基本理念に掲げる以上は、色々な難しい問題があつてもそれに対して取り組む姿勢をきちんと示すべきではないかと思うのです。それをどういうふうにやっていくのかというのはあると思うのですが、ぜひ教育委員会でも討議していただいて、何らかの形で教育大綱の中、あるいは教育振興基本計画、または毎年出している教育行政方針の中に、一つでもそういうものを盛り込んで、家庭の教育というものに踏み込んでいただきたいと私は思うのです。その辺を、新しくつくる教育大綱の中でどういうふうに示していけるのかというのを、皆さんで意見交換できればと思いました。

◇教育長（角田博之） 学校も家庭教育の支援というのは色々な形でしていると思うのです。生涯学習のほうでも、こちらにも書いてありますけれども、家庭教育の支援とか、公民館活動での連携とか、色々な形で、母親学級というような形で子育てに関する講座とか講演会とか、そういったことをやっております。私は、基本的には家庭教育というのは家庭の問題だと思います。学校教育というのは教員がやるべきというふうには思うのですが、今はそうはいかないというところがあると思うのです。学校の教員が家庭の中に入っていか、親の指導をすとか、親を励ますとか、そういう家庭も少なからずあるわけですので、学校教育は学校の先生だけで、家庭教育は親だけでという時代ではないと。それではもう子どもは育たない時代なのだろうと思います。ですので、順番は別としましても、家庭・学校・地域が一体となるということは、非常に大事なところであるというふうに思います。これはもう、本町だけではなくてどこの市町村でもそうだと思いますし、それを前面に出して支援をしていくということは、ある意味必要なのではないかと思います。基本理念の所にも一行入れてもらってありますけれども、必要だと思いますので。具体的にど

ういうふう支援していくかというのは今までもやっていますけれども、それは少し整理する必要があるかなと思います。

◇町長（角田紘二） 大綱にそのような意味合いも含んだ学校・家庭・地域と一体でということがあったときに、今年はどういうことをやるのかという事が教育行政方針の中に織り込まれるのだと思うのです。今の基本施策は、ちょっと逆ではないかと思うので、3ページの基本施策というのは、もうちょっと考えてもらったほうがいいと思いますが、あまり省いてしまうと教育大綱の内容が寂しくなってしまうのでどうかとも思うのですけれども。そして、大綱の位置づけも、私の考えでは第5次玉村町総合計画は、第5次を入れるかどうかもありますけれども、玉村町教育大綱が真ん中にあり、今の教育振興基本計画のところは玉村町総合計画になり、矢印は両方向の矢印になって、玉村町教育大綱の下に教育振興基本計画と教育行政方針として、矢印でやるといいのではないかなと思います。総合計画も読んでみますと、それぞれの分野でキャッチフレーズをつくって、それに合わせたようなものになっていますので、大綱と大きく違うような所は書いてないのです。総合計画が教育大綱の上に行くということではなく、お互いに関係し合うというような形のほうがいいのではないかなと思います。

◇教育長職務代理人（羽鳥美晴） そのとおりだと思います。第5次玉村町総合計画というのは、上から下りてこないほうがいいと思います。ところで、この案はこの形でいくのですか。それとも位置はまだ変えられるのですか。

◇事務局（松田純一） 位置というのは。

◇教育長職務代理人（羽鳥美晴） まず、玉村町教育大綱とありますよね。そして「夢叶える教育のまち たまむら」と、ここのところはとてもシンプルでよいと思うのですが、次に1、2、3、4とありますが、基本理念というのが次にきたほうがいい気がするのです。どうでしょうか。

◇事務局（松田純一） 大きい1、2、3、4の順番ということによろしいでしょうか。

◇教育長職務代理人（羽鳥美晴） はいそうです。

◇事務局（松田純一） それもこの場で考えて決める事項だと思います。一般的な行政や教育委員会が出す計画というものは、この計画をつくる背景であるとか、法的な根拠であるとか、それが順番にくるのが一般的といえば一般的です。そうでなければならぬというわけではないです。以前ご紹介した秩父市の教育大綱については、理念と方針だけでできています。この部分は、玉村町の総合教育会議の中で議論して決めていただければ。これでなければ間違いだということではありません。今のはどちらかという一般的な形式になっております。

◇町長（角田紘二） 最初にバンと出して、後から1、2、3、4を繰り返してもいいですね。5番の基本施策を変えたとしたら何がいいですかね。2018年の教育行政方針の下の部分を、学校教育と生涯学習で繰り返してもってきているわけですから。

◇教育長職務代理人（羽鳥美晴） 今日はどこまで決めればよいのですか。

◇事務局（松田純一） 今日の目的としましては、こちらの案をもとに意見をたくさんいただきましたので、これをもとに修正を加えて次の総合教育会議の時に提示をする予定です。意見がない箇所につきましては、この案のままいってしまいますので、先ほど3ページについても意見が出て、疑問も出されておりますので、こういうふうにしようとか骨格の部分を決めていただければ、細かい文章はその意図をくんで事務局で考えますし、今日は細かい文章まで決めるというよりも。

◇教育長職務代理人（羽鳥美晴） この位置も前にきてとかですね。

◇事務局（松田純一） それもありますし、3ページについて、そもそも基本施策というのが、今の話ですと現行の行政方針から上がってきている内容になっていると。ではなくて、基本理念を具体化したものが基本施策に入ってくると思いますので、考え方とか方向性を示していただければ、教育委員会も含めて考えていきたいと思います。

◇教育長職務代理人（羽鳥美晴） 町長さんが言われたように、大綱の位置づけの表とか、そういうものも変えていただけるわけですね。

◇事務局（松田純一） はい。

◇委員（齋藤玲子） このスケジュールを見ると、次が1月の、丸の位置からすると下旬かなと思うのですが、これが最終確認になるので、例えばこういう形でまた案が出て、これで皆さんよろしいですかという状況までもってきてくれるということですね。

◇事務局（松田純一） はいそうです。

◇委員（齋藤玲子） 例えばそこで、また意見が出ちゃってとなれば…。3月中にはつくり上げなければならないというスケジュールですね。

◇事務局（松田純一） 事務局のほうで考えているのが、理想的には1月で最終確認ということなのですが、もしここで意見が出れば、2月、3月と2ヶ月、公表の3月まで期間をとってありますので、場合によってはもう一度ここで、再度修正したものを確認していただくことも可能です。また、1月の前の12月に、総合教育会議ではなくて教育委員会の場で修正した案を提示して、そこで一度意見を拾って、1月に限りなく皆さんの意見が組み込まれた案にもっていくというのも少し考えております。

◇町長（角田紘二） 教育行政方針の一番上の部分がありますよね。これはどこから考えたものですか。下の部分は玉村町教育振興基本計画の中からほとんど内容を、「開かれた学校・園づくり」とか、「教育環境の充実・整備」とか、これは「めざす姿」の中から持ってきているのだと思うのですけれども、上の部分はどういうところから出てきているのですか。

◇学校教育課指導係長（青木栄二） 上の部分の基本理念については総合計画から、目標については教育振興基本計画の基本目標です。これに基づいて方針を立てて、両サイドについてはそれぞれ学校教育と生涯学習の今の課題となっているものです。

◇町長（角田紘二） これをもとに、下に学校と地域とが書かれているのですね。教育大綱の3ペー



ジの基本施策を活かすとすると、これをもとに教育振興基本計画をつくるという方向ですか。

◇学校教育課指導係長（青木栄二）　そうです、これをもとにさらに肉付けしていきます。

◇町長（角田紘二）　そして、それぞれの年度で具体的な内容をつくっていくという方向ですか。

◇学校教育課指導係長（青木栄二）　その中で、全てを書いて全て先生に言っても、要点ではなくなってしまうので、その中で特に今年度の重点はということ。全部ではなくて、特に重点をこちらに載せていくという感じになろうかと思います。

◇町長（角田紘二）　そうしますと、先ほど教育長が言われたように、開かれた学校・園についても多少変わってきているとのことですから、学校教育と生涯学習の基本施策のポイント的なものをごこへ載せますか。あとは、基本理念や目標はどうですか。これでよろしいですか。また、2ページの生涯学習のめざす人間像で、学ぶ喜びを味わいという、味わいというのが、なんとなくしっくりしない感じがするのですが、味わいというのは使うのですかね。

◇事務局（松田純一）　先ほどの2ページの目標の部分ですけれども、こちらは教育振興基本計画の基本目標から持ってきています。基本目標と、めざす子供像、めざす人間像と。例えばこのめざす人間像がいつからこれになったかというのは、今ちょっと青木先生に聞いても、青木先生が教員になった頃からとのこと。

◇学校教育課指導係長（青木栄二）　教員になった頃からというか、自分が覚えている時はもうこれになっているので、ここに来たときはもうこれできていましたので、平成24年よりも前からこれだったと思うのです。

◇総務課長（石関清貴）　大綱自体が元々ここから引っ張ってきているので、もし町長が大綱自体を根本的に変えたいというのであれば全く違うものにして、新たなものをつくり出す、皆さんも一緒につくり出すということだと思っております。そうすると、今度はこの大綱に基づいた教育振興基本計画も全部変わるということの作業を、大綱ができた後に教育委員会のほうで新しいものをつくらうことになるので、31年度以降の教育振興基本計画をつくっていただくことになるので、大綱に決めた基本理念ですとか基本目標をもとに、教育振興基本計画をつくっていただくという作業になると思っておりますので、中身自体も変えることになってくると思っております。先ほど町長がおっしゃったとおり、最初のつくり方は、教育振興基本計画は今後もさほど変わっていかないだろうというのを想定して、逆にこれを参酌というか、汲み取って大綱の案を組み立てておりますので、こういう書き方になっておりますけれども、教育長の言った新たな教育制度に変わってくるということであれば、そういうものもこの中に盛り込んだほうがよいというのであれば、ここには出ておりませんので、この中に入れ込まないと思っております。

◇事務局（松田純一）　今課長に話していただいたのですが、今回の教育大綱の事務局の考え方、進め方なのですが、既に教育委員会のほうで教育振興基本計画を平成24年に策定して10年間の計画になっております。そして、今現在教育大綱は、教育振興基本計画が兼ねるという状況の

上で、今現在玉村町の教育がこれに基づいて行われておりますので、基本はここをベースに。そして先ほど言った新たな学校・家庭・地域という基本目標を加えたり、あとは基本理念の一番上の部分ですが、前回の会議の時に教育長に語っていただいた考え方を加える、または先ほど教育長も言われましたけれども、開かれた学校づくりとか新しく変わっている部分については直していくというスタンスで、今現在はきております。ただ、総務課長の言うとおりで、全く1から考えてはいけないというものではなくて、これは皆さんの考え方です。ただ、ここが変わると、全ての関連する、今動いている計画が影響を受けることは事実だと思います。

◇町長（角田紘二） 時代の背景が変わってきているわけですから、平成24年の頃の社会環境と。これから5年間の教育大綱としてやっていくわけですから、やっぱり教育振興基本計画がつけられた背景を考えると私は変えていくべきだと思うのです。教育長にしても、前の新井教育長のさらに前の教育長が関与してこれをつくっているわけです。人が変わったから変えるということではないけれども、新しい今の時代に即したものを5年間訴えてみて、それでまた5年後にこれではまずいという事があれば変えるということをやっつけていかないと。平成24年3月の教育振興基本計画を踏襲してやるのはよくないと思うのです。今回しつぽを決めたけれども、皆様方が労をいとわなければ、会議を重ねてやったほうがいいのではないかと思います。

◇教育長（角田博之） やっぱり重要なのは基本理念だと思うのです。ここに掲げていただいて確かにそのとおりかなと思うのですけれども、もう少し検討する必要があるかと思います。簡単に言えば、3つめの幅広い知識と教養云々は、具体的な内容の事になっているのです。1番目、2番目、4番目というのは、内容ではなくて取り組み、姿勢というか。基本理念として内容的にはよいかもしれないけれども、ちょっと整理する必要があると思います。その基本理念を受けて、先ほど申し上げたように基本施策が出てくるのだらうと思うのです。今まで出ているように、教育振興基本計画とか総合計画、教育行政方針を考えた上でこれが出てきておりますから、やはりとらわれないということですね。教育振興基本計画や教育行政方針にとらわれずに、基本理念をしっかり固めて、その理念に基づいた基本施策を。例えば、「自立する力」と「共生する力」を育む教育活動の充実」これのみにして、下の3行は入れない。あえて大綱ですから。そして、「開かれた学校・園づくり」、これは変えるにしても、これだけにする。そして3つポンポンと、4つでもいいですけど、それを受けてより具体化してくるのが教育振興基本計画。さらにその年度の重点となるものが教育行政方針の中で浮き彫りにされてくるというふうになれば、繋がりとしてはよいものになるのではないかなという気がします。ですから、今までの教育振興基本計画、それから教育行政方針、総合計画を参考にするのはよいと思うのですけれども、それにとらわれる必要はないと思うのです。作業的に大変な部分は出てくるかと思いますが、これから5年間やっていこうとしているものですから、十分時間をかけてやっていくとよいものができるのではないかと思います。

◇委員（齋藤玲子） 今ちょっと気がついたのですが、今教育長もおっしゃっていた基本理念の中の

3番目の「健やかな身体、自主自律」の「律」の字なのですが、律するの「律」ですよ。基本施策のところの学校教育のところの「自立する力」は「立」ですよ。この「律」を使う意味というのはあると思うのですが、この字とこの字が違うということは、意味するところが違ってきちゃうのです、基本的に。そういう部分もどっちを使うのかとか、細かいところになるのですが、細かいのです。大きな意味がかかってきてしまうので、そういうことも含めて。

◇学校教育課指導係長（青木栄二） これは、ここにあるとおりだと思います。自主自律の「律」と「自立と共生」の「立」はそもそも意味が違うものです。自分を律する部分と創造性の部分とで、こっちはどちらかという弱い部分ですね。「自立と共生」の「自立」は幅広い、色々なことを全部ふまえた自立する力ということになるので、あえて字は変えているのだと思います。

◇委員（齋藤玲子） 私もそういうとらえ方をしたのですが、こういうところに出すと字が違うよと、これはどういうことだつてまづ言われるのです。私も少なからずそういう想いをしてきた人間です。やっぱりそういう意味で、言葉の意味が分かるというか、意図しているそこが大切なので、表現の仕方になるのかなと思います。自立ということは非常に大切な言葉です。

◇町長（角田紘二） 色々ご意見を伺いましたけれども、今回出した案はもう一回検討し直す必要があるということでよろしいですか。今色々出された意見を参考にして、事務局でもう一回案をつくっていただいて、次回の会議はどうなりますか。

◇事務局（松田純一） お手元に作成スケジュールが、横長のものがあるかと思います。今回たくさん意見を出していただきまして、それを極力反映し、変更した素案を、こちらと教育委員会の事務局ですぐに作業を進めたいと思います。1月の大綱確認の総合教育会議の前に、12月の段階で教育委員会部局については12月の教育委員会で反映したものを示しまして、また長、執行部局につきましても同じ検討を、それぞれで行います。その後1月の総合教育会議に案という形で出させていただきます。先ほど言いましたけれども、1月でもご意見が出たり、その後の変更が出てくるかだと思います。そうした場合は、一応3月まで予備ということで期間はありますが、先ほど町長が言われたとおり、後ろを区切ったことで中途半端な計画になってしまうのが一番よくないことだと思いますので、スケジュールと内容、状況を踏まえながら、その時にまた相談させていただきたいと思います。

◇町長（角田紘二） 分かりました。それでよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

◇町長（角田紘二） それでは、今日の議論を踏まえて、事務局のほうで案をつくっていただき、12月の教育委員会のほうでその案をもとに説明を申し上げますので、皆様のご意見を伺ってよい教育大綱を作成していきたいと思います。その他はよろしいですか。

◇事務局（松田純一） その他は特にありません。

◇町長（角田紘二） それでは、これで第2回の総合教育会議を終わりにしたいと思います。ありが

とうございました。



○閉 会

◇事務局（石関清貴） お疲れ様でした。本日は誠にありがとうございました。

午後4時39分閉会

ここに署名する。

町 長

教 育 長